

建設委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 11 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設委員会規程の一部を改正する訓令

建設委員会規程（昭和 30 年岩手県訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所掌事項) 第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) <u>県営建設工事請負資格</u> に関する事 (2)・(3) [略]	(所掌事項) 第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) <u>県営建設工事競争入札参加資格</u> に関する事 (2)・(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。